

当健康保険組合では、被扶養者の審査において、扶養の実態を把握させていただきます。
 勤務されていた方が退職された場合は、本来就職の意思がないことを確認し、被扶養者として認定するものです。
 また、各種給付金の受給期間中は収入のある方と同様の扱いになり、原則として受給終了をもって被扶養者として審査・認定をおこないます。
 生計費に大きく影響する退職金については、退職後1年間はその金額を含めた収入で審査いたします。
 給付金を受給されない場合は、受給していないことの証として、離職票等を確認させていただきます。

1. 各種給付金の受給が終了された方

《支給終了》と印字された【雇用保険受給資格証(表裏写)】又は【支給決定通知書(写)】をご提出ください。

2. 雇用保険の給付金を受給されない方・受給期間延長制度を利用される方

下の<雇用保険書類取扱い申請書>に該当書類を添付し、扶養申請書類としてご提出ください。
 なお、返却のお申し出は、扶養除外手続きをもって受付いたします。

- ① 受給放棄・期間不足の方は、【離職票1・2 又は 雇用保険受給資格者証】を添付し、ご提出ください。
- ② 受給期間延長制度を利用される方は、認定翌月より受給権利のある間は毎月書類の確認をおこないます。
 申請時に一度、【受給期間延長通知書】と【離職票1・2 又は 雇用保険受給資格者証】をご提出ください。
 認定後は毎月1～10日に書類を確認表(裏面)に添付してご提出ください。確認後、直ちに返却いたします。
- ③ 受給期間延長制度を利用される方で、認定後毎月送る手間や費用を省くため、被保険者のご希望により受給権利がある間、健康保険組合が関係書類をお預かりいたします。
 【受給期間延長通知書】と【離職票1・2 又は 雇用保険受給資格者証】を添付してご提出ください。

3. 各種給付金を受給される方(失業・出産・傷病)

受給日額より被保険者により生計を維持されていると判断され受給期間中に認定を受ける場合、受給資格者証(表裏写)や支給決定通知書(写)を確認書類としてご提出いただきます。

2. 雇用保険の給付金を受給されない方・受給期間延長制度を利用される方 (切り取らずにご提出ください)

<雇用保険書類取扱い申請書>

ヤンマー健康保険組合 御中 **2.の③ を選択された場合の記入例**

このたび被扶養者認定申請を提出するにあたり、対象被扶養者が雇用保険を受給していない証として、雇用保険書類の取扱いについて下記のとおり申請いたします。

記 入 日	平成 25 年 12 月 11 日
被保険者証の記号番号	1 - 〇〇〇〇〇〇
被 保 険 者 氏 名	健保 太郎 (印)
対 象 被 扶 養 者 氏 名	健保 花子
取 扱 い に つ い て 選 択	①放棄提出 ・ ②毎月確認 ・ ③預かり を希望します
(③を選択された方) 延長期間経過後受給しなかった時	返却を希望 ・ 健康保険組合に提出

